第６号様式の２（第７条の２関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  東京都知事　殿 | | | | | | | |
|  | | | 申請者 | 住　　所 | | 〒  （電話番号） |  |
| 名　　称 | |  |
| ふりがな | |  |
| 代表者の氏名 | |  |
| 鳥獣捕獲等事業認定等申請書  鳥獣捕獲等事業の認定等について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の３第１項（同法第18条の７第２項又は第18条の８第６項において準用する場合を含む。）の規定により下記のとおり申請します。  記 | | | | | | | |
|  | 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法 | 装薬銃を使用して捕獲等する  鳥獣の種類 | | |  | |  |
| 空気銃を使用して捕獲等する  鳥獣の種類 | | |  | |
| わなを使用して捕獲等する鳥  獣の種類 | | |  | |
| 網を使用して捕獲等する鳥獣  の種類 | | |  | |
| 鳥獣捕獲等事業の実施体制 | 事業管理責任者の役職・氏名 | | |  | |
| 捕獲従事者 | | |  | |
| 安全管理体制 | | |  | |
| 夜間銃猟の実施 | | | １有　　２無 | |
| 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項 | | | |  | |
| 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実  施に関する事項 | | | |  | |
| 備考 | | | |  | |
| 記載上の注意事項等  １　住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。  ２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。 | | | | | | | |

（日本産業規格Ａ列４番）

|  |
| --- |
|  |
| ３　鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。  ４　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  ５　認定の変更の申請の場合は、備考欄に、現に受けている認定証の番号、認定証の交付年月日及び変更予定日を記載すること。  ６　認定の有効期間の更新の申請の場合は、備考欄に、現に受けている認定の認定証の番号、交付年月日及び認定をした都道府県知事名を記載すること。  ７　申請に当たっては、次の資料を添付すること。  　(1)　法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書  　(2)　役員(代表者を含む。以下同じ。)及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿  (3)　役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名及び生年月日を記載した住民票記載事項証明書  　(4)　事業管理責任者に関する次に掲げる書類  ア　事業管理責任者が申請者の役員である場合（イに掲げる場合を除く。）にあっては、その旨を証する書類  イ　申請者が地方公共団体である場合にあっては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類  ウ　ア及びイ以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類  　(5)　鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟を実施する場合にあっては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）  　(6)　事業管理責任者が次に掲げる事項を実施する旨を誓約する書面  　　 ア　安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。  　　 イ　安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。  　(7)　事業管理責任者及び捕獲従事者の名簿  　(8)　事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し  　(9)　銃器を使用して鳥獣の捕獲等を実施する場合にあっては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第２号の規定によるものである場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第５条第２項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）  　(10)　事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習（救急救命に関する知識を含むものに限る。）の修了証又はこれに類する書類  　(11)　事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（ア又はイに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあっては、その旨を証する書類）（ウの講習の修了証等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の５第１項第２号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合に限る。）  　　 ア　安全管理講習  　　 イ　技能知識講習  　　 ウ　夜間銃猟安全管理講習  　(12)　夜間銃猟を実施する場合にあっては、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する捕獲従事者の技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすことを証する書類  　(13)　研修計画書  　(14)　申請前３年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる法定猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有することを記載した書類  　(15)　役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の８第３号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面  　(16)　損害保険契約書の写し  　(17)　申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の４各号に該当しない者であることを誓約する書面  　(18)　その他知事が必要と認める書類 |